

下関市先端設備等導入支援事業費補助金交付要綱

令和3年5月28日

改正 令和3年6月16日

令和4年3月24日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるため、積極的な投資を行う中小企業者の先端設備等の導入に要する費用の一部を補助する下関市先端設備等導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 先端設備等 法第2条第14項に規定する先端設備等をいう。
- (3) 先端設備等導入計画 法第52条第1項に規定する先端設備等導入計画をいう。
- (4) 工業会証明書 中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第7条第2項に規定する要件を満たす設備等として認めた設備等に対して、設備等ごとに証明団体として指定されている工業会等が発行する証明書をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市から法第52条第1項の規定による先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とならない。

- (1) 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者
- (3) 下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第2条第1号に規定

する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有している事業者

(4) 市税（新型コロナウイルス感染症を原因として地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項又は附則第59条第1項の規定により市税の徴収を猶予された者に係る当該徴収を猶予された市税を除く。以下同じ。）を滞納している事業者

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の趣旨から補助対象者とするのが適当でないと市長が認める者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次条に規定する補助対象設備を導入する事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、下関市中小企業経営革新事業費補助金の交付を受けた、又は受ける予定のある事業を除く。

(1) 当該導入に関する先端設備等導入計画について、法第52条第1項又は第53条第1項の規定による本市の認定を受けていること。

(2) 令和4年3月1日から令和5年2月28日までの間に次条に規定する補助対象設備を取得すること。

（補助対象設備）

第5条 補助金の交付の対象となる設備等（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号のいずれにも該当する先端設備等（中古のものを除く。）とする。ただし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備を除く。

(1) 市内の拠点（本社、事業所、工場等）に設置するものであること。

(2) 1台又は1基（通常1組又は1式をもって取引の単位とされるものにあつては、1組又は1式とする。）の取得価額が300万円以上であること。

(3) 工業会証明書の発行を受けている設備等であること。

(4) リース契約に基づき設置する設備等でないこと。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費（消費

税及び地方消費税に相当する額を除く。)とする。

(1) 設備購入費 補助対象設備の購入に係る経費

(2) 据付工事費 補助対象設備の設置に係る経費。ただし、既存の設備の撤去等に係る経費を除く。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に10分の1を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定による補助金の額は、1事業者当たり100万円を限度とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、先端設備等導入支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)及び実績報告書(様式第2号)に、次に掲げる関係書類を添えて、令和5年2月28日までに、これを市長に提出しなければならない。

(1) 先端設備等導入計画について、法第52条第1項又は第53条第1項の規定による本市の認定を受けていることを証する書類

(2) 補助対象設備に係る工業会証明書

(3) 補助対象経費の支払等を確認できる書類(領収書等の写し)

(4) 設置完了後の補助対象設備の写真

(5) 市税の滞納がないことを証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付決定及び額の確定を行うものとする。

(交付決定等の通知)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、先端設備等導入支援事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第3号)により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による審査により補助金の交付が適当でないとき、補助金を交付しない旨を、当該補助金の交付の申請をした者に通知

するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、先端設備等導入支援事業費補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求書の提出を受けた日から30日以内に当該補助事業者へ補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類(市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。)を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金を交付することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(質問等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、若しくは報告を求め、又は第12条の帳簿その他関係書類について検査をす

ることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則(令和3年5月28日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月28日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定をした補助金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附則(令和3年6月16日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月16日から施行する。

(生産性向上特別措置法の廃止に伴う経過措置)

2 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)第10条の規定による廃止前の生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第40条第1項の認定(生産性向上特別措置法第41条第1項の変更の認定を含む。)を受けた生産性向上特別措置法第40条第1項に規定する先端設備等導入計画は、法第52条第1項の認定を受けた同項に規定する先端設備等導入計画とみなす。

附則(令和4年3月24日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則の改正は、令和4年3月31日から施行する。